

唐津市監査委員公告

監査の結果に関する報告に基づいて講じた措置の公表について

地方自治法第199条第14項の規定により監査（上下水道局定期監査）の結果に関する報告に基づいて講じた措置状況の通知を受けたので、同項の規定により別紙のとおり公表する。

令和6年5月1日

唐津市監査委員 寺 田 長 生

唐津市監査委員 飯 田 隆 人

定期監査結果に係る措置状況報告書

監査期間：令和4年3月22日～令和4年10月28日

上下水道局

1 公共下水道又は都市下水路の敷地又は排水施設における占用許可事務について

【管理課】

公共下水道又は都市下水路の敷地又は排水施設に物件を設け、その敷地又は施設を占用する者に対し、唐津市下水道条例及び同条例施行規程に基づき複数年にわたり許可し、その占用料については、毎年度当該年度分を調定し徴収しているが、次のような不適切な事務処理が見受けられた。

(1) 宅地造成工事に伴う下水道管理設の目的で、申請者から公共下水道敷地等占用許可新規申請書が令和3年5月25日に提出され、5月28日に占用料年額320円で同日から令和8年3月31日までの占用が許可されていた。その占用料の額については唐津市下水道条例第26条第2項において唐津市法定外公共物管理条例の規定の例によるとされており、適正に算出されているが、唐津市下水道条例第26条第1項においては、「管理者は、前条の規定により占用の許可をしたときは、その許可を受けた者から占用料を徴収する。ただし、公共下水道又は都市下水路に下水を排除することを目的とする占用物件については、この限りでない。」とされており、当該物件については占用料の徴収対象にならないものであると思料する。

(2) 電気事業者から電気事業及び電気通信事業の用に供する目的で支線1本の公共下水道敷地等占用許可新規申請書が令和3年7月29日に提出され、8月4日に令和8年3月31日までの占用が許可されていたが、占用料については免除としていた。担当課に確認をすると、当該支線が支えている本柱は市道敷に設置され、唐津市において占用許可を得、占用料を支払っていることから、その支線である当該物件については免除としたということであった。

唐津市下水道条例においてその例とするとされている唐津市法定外公共物管理条例及び同条例施行規則では、「占用物件たる電柱、電話柱又は支線柱を支えている支柱及び支線については免除する」とあり、道路占用条例施行規則にも同様の規定がある。これらの規則の規定に基づき電柱等に係る土地の使用料等の徴収事務をしている部署は庁内に多数あるが、本事案のように市所有の土地に本柱と支線の占用があり、その本柱に係る許可を別部署においてしている場合、その支線について有料とする場合もあることから、関係部局と協議のう

え庁内で統一的な取扱いができるよう検討されたい。

(講じた措置)

- (1) 公共下水道又は都市下水路に下水を排除することを目的とする占用物件については、唐津市下水道条例第 26 条第 1 項の規定に基づき、占用料を徴収しないよう改めた。なお、徴収していた占用料については還付した。
- (2) 市所有の土地に本柱と支線の占有があり、その本柱に係る占用料を別部署が徴収している場合は、その支線についても唐津市法定外公共物管理条例第 10 条の規定に基づき、占用料を徴収するよう庁内で統一的な取扱いをするよう改めた。

2 受益者負担金及び受益者分担金に係る債権管理について【業務課】

令和 3 年度末において、下水道事業に係る都市計画下水道事業等受益者負担に関する条例の規定による受益者負担金及び受益者分担金、唐津市農漁業集落排水処理施設条例の規定による排水処理施設分担金並びに唐津市戸別浄化槽の整備に関する条例の規定による分担金（以下「分担金及び負担金」という。）には、73,721,320 円の未納額があった。

分担金及び負担金は、都市計画法第 75 条又は地方自治法第 224 条の規定に基づき徴収するものであり、唐津市債権の管理に関する条例において強制徴収公債権に分類され、また、都市計画法又は地方自治法の規定により 5 年で時効の援用がなくても消滅するものである。担当課に未納額の内訳を聴取すると、調定年度の古いものは昭和 60 年度からのものもあるとのことであった。

当該分担金及び負担金は、市が建設する下水道施設を利用できる区域の者がその建設に係る費用の一部を負担することにより、他の下水道施設がない区域の者との公平性を図るため徴収するものであるため、未納額についてはできる限り時効消滅とならないよう適正な徴収事務に努められたい。

令和 2 年度に唐津市債権の管理に関する条例が施行されたこともあり、各課が所管する債権管理については、定期監査等においてたびたび指摘をしているところである。今一度、庁内各部署が所管する債権の種類、徴収の根拠、必要な手続

について確認し、徴収マニュアルの作成を検討する等、組織全体で債権管理体制の強化を図り、法令等に則った適切な債権管理事務を執行されたい。

(講じた措置)

都市計画法第 75 条第 7 項又は地方自治法第 236 条第 1 項の規定により 5 年を過ぎ債権が消滅したものについては、令和 4 年度に不納欠損処分した。

未納額の強制徴収公債権については国税徴収法等の規定に基づき、非強制徴収公債権については唐津市債権管理マニュアルに基づいて支払督促などの滞納処分手続きを開始することとし、適切な債権管理事務を行うよう改めた。

3 水道料金又は下水道使用料の減額又は免除に係る事務について【業務課】

水道料金又は下水道使用料については、それぞれの徴収根拠となる唐津市水道事業給水条例及び同条例施行規程又は唐津市下水道条例及び同条例施行規程により、減免の規定が設けられており、上下水道局において、減額又は免除の申請書を受け付け、決定している。

減額又は免除の理由は、主に水道の漏水が原因である場合が多く、下水道使用料を負担している世帯のほとんどが水道料金及び下水道使用料両方の減額又は免除を同時に申請されている。そのうち、下水道使用料の減免申請の処理状況を確認すると、申請の受付から決定までに長いものでは 3 ヶ月近くかかっているものがあつた。

減額又は免除の決定は、唐津市行政手続条例における処分にあたり、申請がその事務所に到達してから当該申請に対する処分をするまでに通常要すべき標準的な期間（以下「標準処理期間」という。）を、水道料金においては 30 日、下水道使用料については 15 日と定めている。水道料金については、概ね標準処理期間の範囲で決定がされているが、下水道使用料については、標準処理期間を超えるものが多かった。

これは、水道料金及び下水道使用料について、算定方法、減額又は免除の基準、対象となる期間等、根拠となる規定に異なる点が多いにもかかわらず、それらを同時に徴収しているため、減額又は免除の決定についても合わせて行っているこ

とから発生した問題とも言えるので、それぞれの違いを整理し、適切な事務処理となるよう改善されたい。

(講じた措置)

水道料金及び下水道使用料について、算定方法、減額又は免除の基準、対象となる期間等のそれぞれの違いを整理するとともに、下水道使用料の減額又は免除の手続きに係る標準処理期間を水道料金の場合の標準処理期間と同じ 30 日に変更することで、適切な事務処理を行うよう改めた。

4 職権による給水の中止について【業務課】

令和 2 年 6 月 19 日の課長決裁文書で水道料金等の更正が決定され、水道料金及び下水道使用料の遡及請求が実施されている。その内容は、令和 2 年 5 月 14 日に上下水道使用者の親族から使用者の名義変更の申込みがあったが、当該水道の給水は平成 24 年 12 月 1 日を最終使用日として職権による使用中止をしていた。そのため、職権での使用中止後の期間を無届使用として、平成 24 年 12 月 2 日付け使用開始との事後開始届を受け付けて処理したものであった。職権での使用中止は、平成 25 年 2 月 7 日に「上下水道使用中止・廃止申込（届出）書」の様式を用いて浜玉支所建設水道課職員が代理人として届け出て処理されていた。また、その届出の備考欄には「使用者が数年前から浜玉荘に入っていること。4 ヶ月間使用水量が 0 なので職権にて中止。バルブはレバー式ではあるが、H24 年 10 月に 31 m³使用してあるので、また使用がある可能性があるためメーターは残しておいて良いかと。」と記載されている。

職権による給水の中止は、唐津市水道事業給水条例施行規程第 12 条で「メーターにより計量した使用水量が 2 期連続して水道を使用していない状態であり、かつ、当該水道の使用者が今後も使用する見込みがないと認めるときは、水道使用中止又は廃止の届出がなくても給水を中止することができる。」と規定されている。

水道事業者の給水義務は、水道法及び唐津市水道事業給水条例で厳格に定められており、給水の停止又は中止についても同条例及び同条例施行規程に基づかな

ければならない。職権による給水の中止は、過去２期の水道未使用の実績と今後使用の見込みなしのいずれにも該当する場合にのみ実施できるものであるため、今回の事案がこれに該当したものとは言い難い。職権による給水の中止は、使用者の実態や使用の状況を的確に判断され発動されたい。

また、今回の事案について担当課職員に聴き取りするも、職権による給水の中止に関してその具体的な適用事例や処理手続が定まっていなかったように見受けられたので、一定の判断基準や決定の事務処理手続等について定められるよう要望する。

(講じた措置)

職権による給水の中止については、一定の判断基準や決定の事務処理手続等について定めた職権中止事務処理要領を作成するとともに、使用者の実態や使用の状況を的確に判断し発動するよう事務を改めた。